

## 事前評価調書

I 事業概要																																													
事業名	急傾斜地崩壊対策事業																																												
地区名	御殿屋敷区域																																												
事業箇所	犬山市字御殿屋敷地内																																												
事業のあらまし	御殿屋敷区域は、愛知県の犬山市字御殿屋敷に位置し、人家12戸及び犬山市道入鹿8号線を保全対象とする急傾斜地崩壊危険区域である。また犬山市道入鹿8号線は、御殿屋敷地区の住民にとって指定避難場所へ向かう重要な避難路である。このため、緊急的な対策工事を行い、災害防止機能の向上を図るものである。																																												
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> ・ 人家12戸、犬山市道入鹿8号線を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保護する。 <b>【副次目標】（必要に応じて記載する）</b> ・ なし																																												
事業費	事業費		内訳																																										
	1.5億円		□工事費1.2億円、□補償費0.1億円、□その他0.2億円																																										
事業期間	採択予定年度	平成27年度	着工予定年度	平成28年度	完成予定年度	平成30年度																																							
事業内容	擁壁工 L=140m、法面工 A=1,000m <sup>2</sup>																																												
II 評価																																													
①事業の必要性	1) 必要性	がけ高約50m、勾配約38°の急峻ながけの直下に人家が近接して立地しており既存の急傾斜地崩壊防止施設はない。急傾斜地の崩壊が発生した場合には重大な災害につながるおそれがあるため、新規に擁壁工及び法面工の設置を行い、保全対象を保護する必要がある。																																											
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 <b>【理由】</b> 急傾斜地の崩壊から保全対象を保護する必要があるため。																																										
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>・ 擁壁工</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 法面工</td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="4">1.5</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	H30	工種区分	調査・設計	←→				補償		←→			工事		←→	←→	←→	・ 擁壁工			←→	←→		・ 法面工		←→	←→		事業費（億円）		1.5			
			H27	H28	H29	H30																																							
	工種区分	調査・設計	←→																																										
補償			←→																																										
工事			←→	←→	←→																																								
・ 擁壁工				←→	←→																																								
	・ 法面工		←→	←→																																									
事業費（億円）		1.5																																											
2) 地元の合意形成	過年度土砂災害防止法に基づく地元説明会を実施した際、早急な防災工事の要望の声が高まっていたため、合意形成は図られていると判断する。																																												
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 <b>【理由】</b> 事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																											
III 対応方針																																													
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																												
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																													
<b>■</b> 対象（事業完了後5年目） □対象外 <b>【主な評価内容】</b> ・ 急傾斜地崩壊防止施設や保全対象の状況から事業効果を確認する。																																													